# 1部 シンポジスト

プロフィール

## 井上清成(いのうえ きよなり)

弁護士、井上法律事務所 所長

1981年 東京大学法学部卒

1986年 弁護士登録(東京弁護士会所属)

1989年 井上法律事務所開設

2004年 医療法務弁護士グループ代表

2010年 厚生労働省社会保障審議会医療保険部会専門委員(出産育児一時金問題)

2012年 指導監査処分改善のための健康保険法改正研究会共同代表

2022年 保険医指導監査対策協会会長

病院顧問、病院代理人を務める傍ら、医療法務に関する講演会、個別病院の研修会、論文執筆などの活動に従事。 現在、MMJに「医療の法律処方箋」を、月刊集中に「経営に生かす法律の知恵袋」を連載中。

著書に『病院法務セミナー・よく<mark>わかる医療訴訟』、『</mark>医療再建』、『よく分かる病院のトラブル法的対応のコツ』 (いずれもマイナビ出版)、『病院法務部奮闘日誌』、『個別指導・適時調査の通知が届いた時にどうするか』

(日本医事新報社)、『医療事故損害賠償の実務』(和田仁孝教授と共編・三協法規出版)

『暴言・暴力・ハラスメントから職員を守る段階的対応』(日本看護協会出版会)など。

医療事故調査制度固有のものについては、『医療事故調査制度 法令解釈・実務運用指針』(マイナビ出版)

『医療事故調査制度早わかりハンドブック』(日本医療企画)。



### 嘱託医制度とローカル・ルールが助産院の手足を縛っている

#### 1.分娩介助の提供体制充実のための法的ポイント

「女性主体のお産」を進めていくために、その一つとして、助産院による分<mark>娩介助の提供体</mark>制の充実が必要です。 ところが、現実にはここに法的な引っ掛かりが見られます。

その代表が「嘱託医制度」と「ローカル・ルール」の2つの運用問題なのです。

#### 2.嘱託医制度の誤解

嘱託医や嘱託医療機関がないと、医療法上、助産院での分娩が認められません。ところが、産科医不足の中、嘱託医や嘱託 医療機関になると負担が過重になってしまうので、引き受けたくても引き受けられないという産科医や産科医療機関の声が 聞かれます。

しかし、これは法律の誤解です。現に厚生労働省もその通達によって再三、嘱託医や嘱託医療機関になったからといって それだけで義務が課されることはない、という趣旨の説明を行っています。ですから、この法律の誤解を早く解いて、 積極的に助産院の嘱託医や嘱託医療機関になってもらうようにしたいものです。

#### 3.ローカル・ルールの改善

現在の各都道府県の周産期医療体制の中には、(法的に良くない意味での)ローカル・ルールが散見されます。 それは例えば、分娩に異常が生じたとしても、助産院から嘱託医を介さずに、直接には緊急搬送できない、などというものです。 しかし、これは(場合によっては)医師法上の応招義務に反しかねません。現に厚生労働省もその通達によって再三、 その地域ごとのいつもの医療連携体制にのっとって、適切な病院等に直接に搬送すべき、という趣旨の説明を行っています。 ですから、これらの通達の趣旨を早く取り入れて、各都道府県の周産期医療協議会でそのようなローカル・ルールを見直して もらいたいものです。

## お申し込み

下記リンクよりお申し込み下さい



医療従事者専用お申し込みページ 一般専用お申し込みページ がございます。

お間違えのないようお申し込み下さい。

 本シンポジウムはmemidのサービスを利用しております。そのためお申し込みには memid会員登録が必要となっております。
Zoomライブ配信で配信トラブルにより視聴できなかった場合は、後日の緑画配信を

Zoomライブ配信で配信トラブルにより視聴できなかった場合は、後日の録画配信を ご視聴ください。その場合でも返金等の対応はいたしません。ご了承ください。 後日録画 配信付き お問い合わせ先 (一社) 日本助産所会 事務局 **093-282-3476** 

jima20201214@gmail.com

運営協力: memid

